

色麻町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月



目 次

はじめに.....	1
1. 計画の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけについて.....	1
3. 計画の対象範囲等について.....	2
(1) 計画対象範囲.....	2
(2) 施設の単位.....	2
(3) 作成にあたっての情報収集方法.....	2
4. 計画期間について.....	2
第1章 人口等の現況と将来の見通し.....	3
1. 色麻町の概要.....	3
2. 人口の推移と今後の見通し.....	4
(1) 人口の推移.....	4
(2) 年齢3階層の人口の推移.....	5
(3) 将来人口の推計.....	6
3. 歳入歳出の推移と財源の見通し.....	7
(1) 歳入の状況（一般会計等）.....	7
(2) 歳出の状況（一般会計等）.....	8
(3) 財政指標の状況.....	9
第2章 公共施設等の現状.....	12
1. 公共施設等の現状.....	12
(1) 公共施設の保有状況.....	12
(2) 1人あたりの公共施設の延床面積.....	14
2. 建築年別公共施設等の現状.....	15
(1) 建築年別分布.....	15
(2) 経過年数の状況.....	16
(3) インフラ資産の状況.....	18
(4) 耐震化の現状.....	19
第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等.....	20
1. 公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定.....	20
(1) 建替えコストの考え方.....	20
(2) 大規模改修コストの考え方.....	21
(3) インフラ資産の更新の考え方.....	23
2. 公共施設等に対する投資的経費の見通しおよび中長期的な経費の見込み.....	25
(1) 公共施設等の投資的経費の状況.....	25
(2) 公共施設等の更新の考え方について.....	26
(3) 公共施設等の中長期的な経費の見込み.....	27

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針.....	28
1. 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）.....	28
(1) 人口減少・少子高齢化社会への対応.....	28
(2) 公共施設の大規模改修・建替え等への対応.....	28
(3) 厳しさを増す財政状況への対応.....	28
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（3つの視点）.....	29
3. 具体的な取組方策.....	31
(1) 点検・診断等の実施方針.....	31
(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針.....	32
(3) 安全確保の実施方針.....	32
(4) 耐震化の実施方針.....	33
(5) 長寿命化の実施方針.....	33
(6) 複合化・集約化や廃止の推進方針.....	34
(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針.....	34
第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針.....	36
1. 公共施設の管理に関する基本的な方針について.....	36
(1) 行政施設.....	36
(2) 町民文化系施設.....	36
(3) スポーツ・レクリエーション施設.....	37
(4) 保健・福祉施設.....	37
(5) 学校教育系施設.....	38
(6) 子育て支援施設.....	38
(7) 産業系施設.....	39
(8) 町営住宅.....	39
(9) インフラ関連施設（建屋）.....	40
(10) その他公共施設等.....	40
2. インフラ資産の管理に関する基本的な方針について.....	41
(1) 道路・橋りょう.....	41
(2) 上水道施設（管路）.....	41
(3) 下水道施設（管路）.....	42
第6章 推進体制.....	43
1. 全庁的な取組み体制の構築、情報管理・共有のあり方.....	43
2. フォローアップの実施方針.....	43

はじめに

1. 計画の背景と目的

多くの自治体において厳しい財政状況が続いている状況において、自治体が保有する公共施設やインフラ資産の老朽化が進んでおり、本町も例外ではありません。今後、施設の維持・修繕の必要性は一層増加し、将来的には、財源不足にもかかわらず建替えに対する集中的投資に直面することが予想されています。

このような状況の中、総務省は平成26年4月に、全国の地方公共団体に対して「公共施設等総合管理計画の策定」を要請しました。

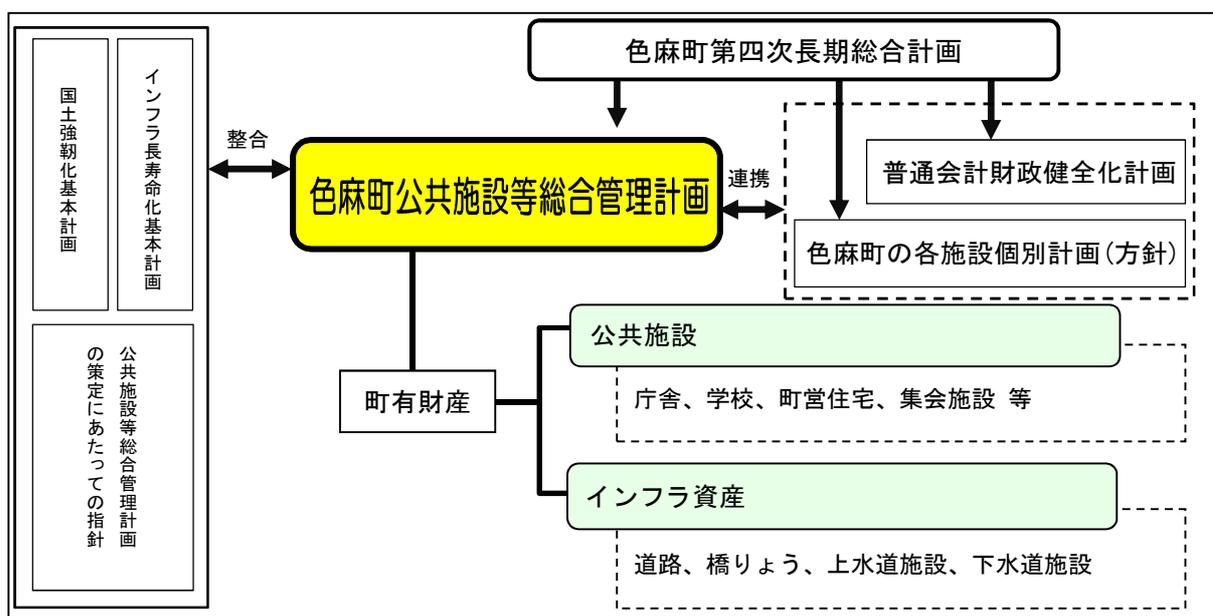
本町においても、少子高齢化の進行および人口減少による社会構造の変化と、地方交付税の段階的縮減を背景に、老朽化した公共施設の維持管理費用の増加への対応・対策、および公共施設の再生と利活用を図ることが課題となっております。また、人口減少および少子高齢化等の人口動態に伴う、公共施設等の利用需用の変化も見込まれています。

そこで、公共施設の規模や利用状況等を把握・分析し、最適な公共サービスを町民に提供するために、今後の公共施設のあり方を検討し、公共施設マネジメントの方針を策定することが本計画策定の目的です。

2. 計画の位置づけについて

これまで本町は将来に向けた公共施設の利活用にあたって、「色麻町第四次長期総合計画」「普通会計財政健全化計画」等の方針に基づくと共に、指定管理者制度導入などの検討・推進を行ってきました。

本計画では、公共施設等の全体を把握することにより、将来のまちづくりを見据えながら、「色麻町公営住宅等長寿命化計画」や「色麻町橋梁長寿命化修繕計画」をはじめとする関連計画と連携し、戦略的かつ計画的に公共施設等の統廃合・長寿命化・更新等を行うことで、コストと便益が最適な状態で公共施設等を保有し、運営・維持するための行動計画を策定するものです。また、今後の公共施設の個別計画における指針となる計画に位置付けられます。



公共施設等総合管理計画の位置付け

3. 計画の対象範囲等について

(1) 計画対象範囲

本計画の対象施設は、本町が保有する公共施設（公共系建築物）およびインフラ資産とします。

- ・公共施設（公共系建築物）
- ・インフラ資産（道路、橋りょう、上水道の管路、下水道の管路）

(2) 施設の単位

公共施設においては、例えば小学校の「校舎」と「体育館」など一つの施設が数棟を有する場合があります。更に、複合施設では棟ごとに主たる用途が異なる場合もあります。

本計画では、施設ごとに棟別の調査を行い、公共施設の現状を整理しました。

(3) 作成にあたっての情報収集方法

『色麻町公有財産台帳（平成27年度末）』（種類、建築年、延床面積、構造等）に加え、各課へのヒアリング調査（利用者数、維持管理費用等）の回答結果に基づき、平成28年度末時点の情報として収集整理を行いました。

各図表における値は、小数点以下の端数処理の関係でその値や割合の合計値が合わない場合があります。

4. 計画期間について

計画期間は平成29年度から平成38年度までの10年間とします。ただし、計画期間内であっても実態に合わせて適宜見直すものとします。

第 1 章 人口等の現況と将来の見通し

1. 色麻町の概要

色麻町は、宮城県のほぼ中央北西部、仙台から北へ約 30 キロメートルに位置し、人口約 7,200 人、世帯数約 2,000 戸の典型的な農業の町です。地形は東西に約 24 キロメートルと長く、南北は約 5 キロメートルの狭いくさび型であるのが特徴で、総面積は 109.28 平方キロメートル、町の西部には奥羽山系に属する秀峰・船形山などが山岳地帯を形成し、四季折々に美しい表情を見せています。歴史は古く、長さ 52 メートルにも及ぶ前方後円墳や直径が 50 メートルもある円墳、さらには約 300 基を数える群集墳など学術的にも貴重な遺跡が数多く発見されているほか、「続日本紀」にも色麻についての記述がみられることから、原始・古代を通じてこの地が政治・文化の中心地域であったことが推測されます。

現在では、色麻の自然や生活文化を大切に、ともに支え合う「イナカの良さ、強さ、美しさを活かしたまちづくり」を基本理念とした施策を展開しており、「かっぱのふるさと」としての観光PRや特産物の「えごま」等を活用した地域おこしを推進しています。

表 1.1.1 地域の面積

町名	面積
色麻町	109.28k m ²

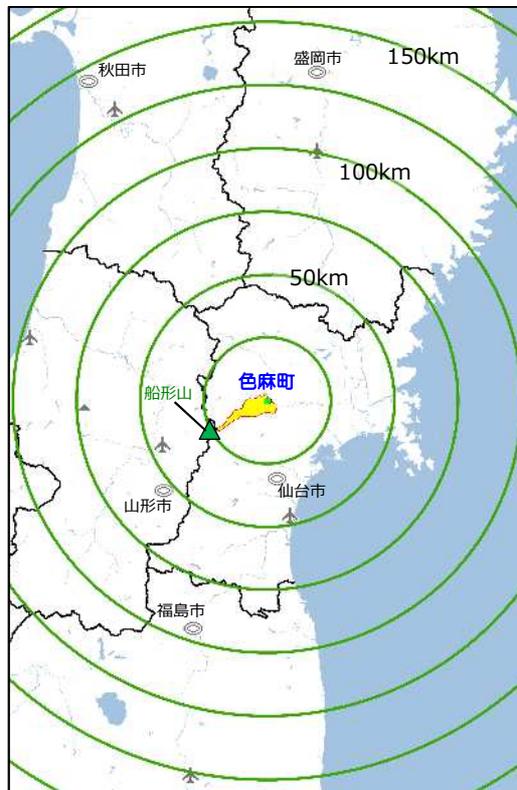


図 1.1.1 色麻町位置図

2. 人口の推移と今後の見通し

(1) 人口の推移

本町における平成 27 年の人口および世帯数は、7,238 人、1,974 世帯です。また、1 世帯あたりの人員数は 3.67 人となっています。

人口は、昭和 40 年時点の 9,146 人から年々減少傾向となっています。また、少子高齢化に伴う単独世帯（独居老人）や核家族世帯の増加を反映し、世帯数の増加、平均世帯人員の減少が年々進行していることが確認できます。

表 1.2.1 人口・世帯数の推移

国勢調査年次	総人口（人）	世帯数	平均世帯人員（人／世帯）
昭和 40 年	9,146	1,622	5.64
昭和 45 年	8,836	1,680	5.26
昭和 50 年	8,616	1,732	4.97
昭和 55 年	8,865	1,784	4.97
昭和 60 年	8,794	1,825	4.82
平成 2 年	8,717	1,806	4.83
平成 7 年	8,463	1,833	4.62
平成 12 年	8,162	1,922	4.25
平成 17 年	7,856	1,884	4.17
平成 22 年	7,431	1,920	3.87
平成 27 年	7,238	1,974	3.67

出典：国勢調査

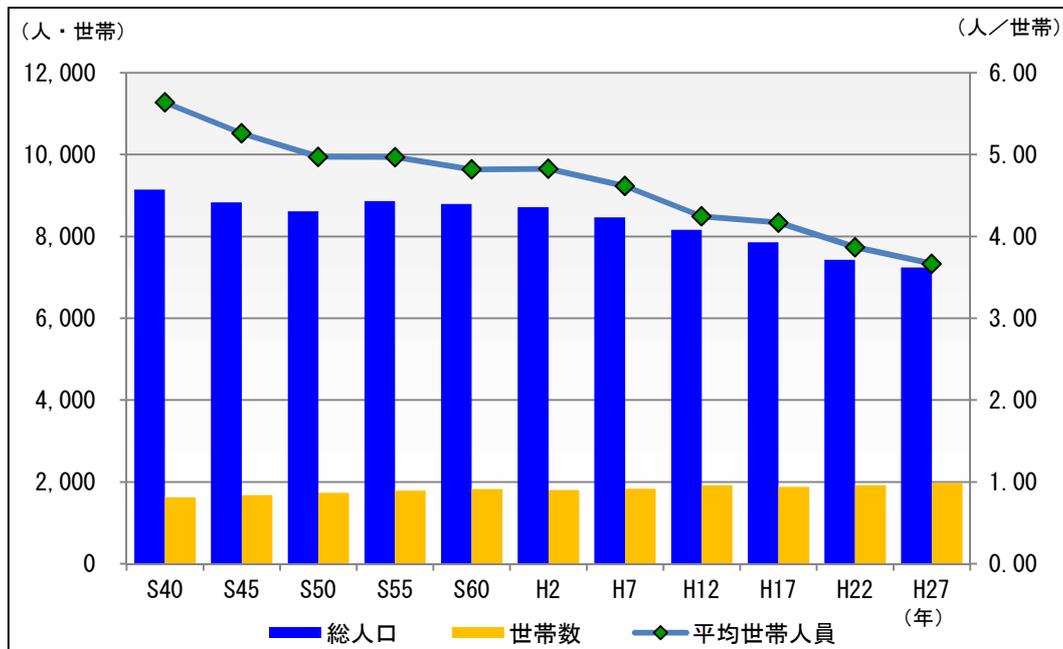


図 1.2.1 人口・世帯数の推移

出典：国勢調査

(2) 年齢 3 階層の人口の推移

本町の年齢 3 階層別人口は、老年人口※が昭和 55 年の 957 人（10.8%）から平成 27 年の 2,179 人（30.1%）へ大幅に増加している一方、年少人口※は昭和 55 年の 1,784 人（20.1%）から平成 27 年の 927 人（12.8%）へ大幅に減少しており、少子・高齢化が急速に進行しています。

※年少人口：15 歳未満、生産年齢人口：15～64 歳、老年人口：65 歳以上

人口の状況について、表 1.2.2 および図 1.2.2 に年齢 3 階層別人口の推移を示します。

表 1.2.2 年齢 3 階層別人口の推移（人）

国勢調査年次	総人口	区分			割合		
		年少人口	生産年齢人口	老年人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
昭和 55 年	8,865	1,784	6,124	957	20.1%	69.1%	10.8%
昭和 60 年	8,794	1,882	5,823	1,089	21.4%	66.2%	12.4%
平成 2 年	8,717	1,752	5,617	1,348	20.1%	64.4%	15.5%
平成 7 年	8,463	1,481	5,280	1,702	17.5%	62.4%	20.1%
平成 12 年	8,162	1,159	5,098	1,905	14.2%	62.5%	23.3%
平成 17 年	7,856	1,005	4,807	2,044	12.8%	61.2%	26.0%
平成 22 年	7,431	960	4,495	1,976	12.9%	60.5%	26.6%
平成 27 年	7,238	927	4,132	2,179	12.8%	57.1%	30.1%

出典：国勢調査

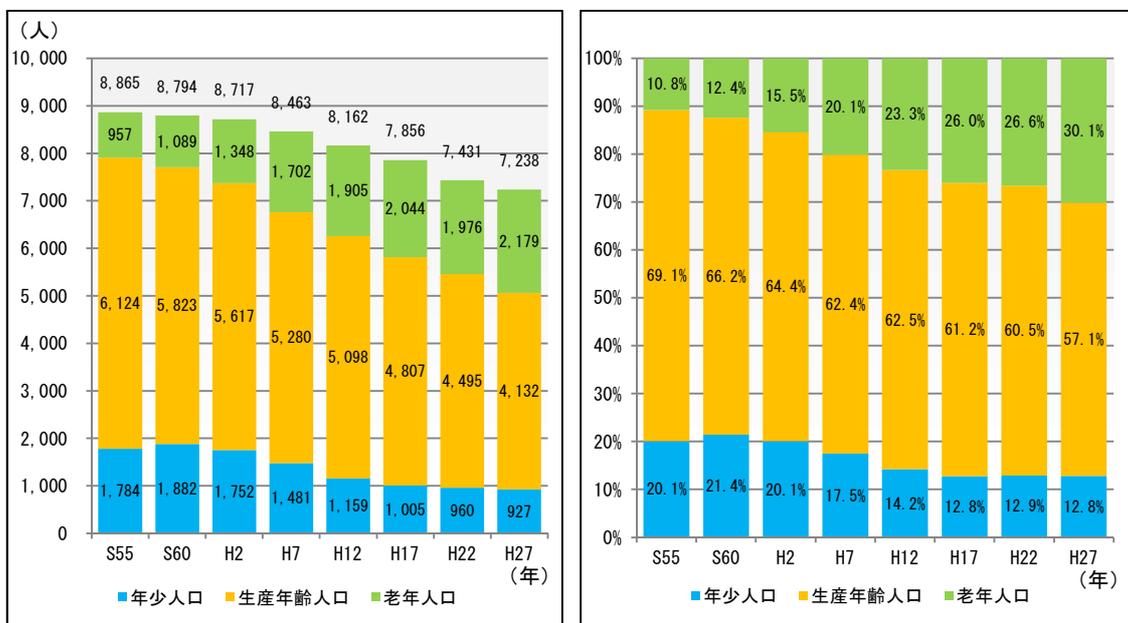


図 1.2.2 年齢 3 階層別人口の推移と構成比

出典：国勢調査

(3) 将来人口の推計

色麻町人口ビジョン（平成28年3月）によると、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）による人口推計では、平成52年には5,135人、平成72年には3,785人まで落ち込むことが予測されています。

一方、本町では各種施策を講ずることにより、10年後に子育て世代（15～49歳）の転出率がゼロ以上となること、また、平成52年以降の合計特殊出生率2.07（現在の1.5倍）を達成することを条件とした「独自推計」を行っています。これにより、平成52年における人口を5,823人（平成27年比：19.6%減）とし、人口減少を抑えることを目標としています。

また、同施策により、老年人口比率は平成42年をピークに減少を始め、平成72年には30.2%まで抑えられると推計されています。

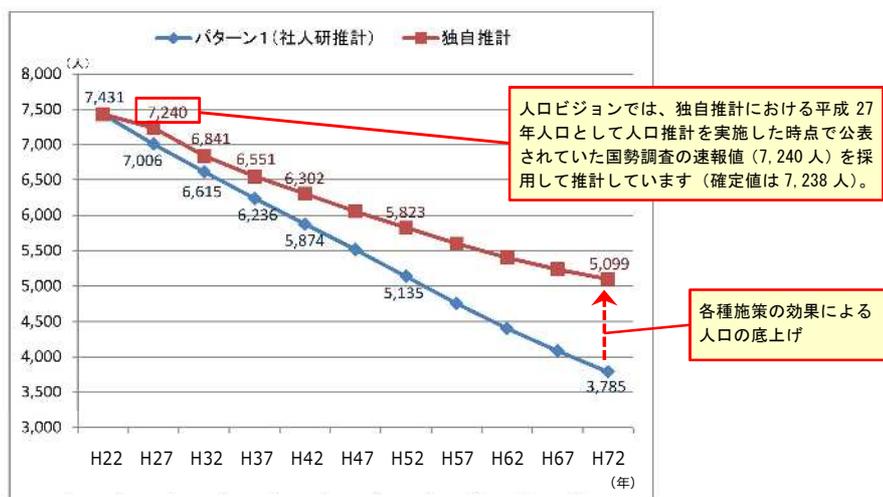


図 1.2.3 社人研および独自推計による将来人口推計の比較

出典：色麻町人口ビジョン

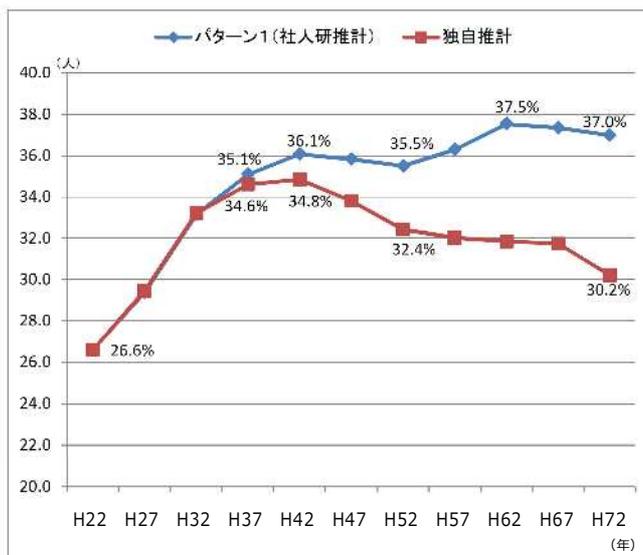


図 1.2.4 社人研および独自推計による高齢人口比率の推移

出典：色麻町人口ビジョン

3. 歳入歳出の推移と財源の見通し

(1) 歳入の状況（一般会計等）

表 1.3.1 および図 1.3.1 に、本町における直近 10 年間の歳入の推移を示しました。平成 27 年度の歳入は約 50.1 億円です。そのうち、地方税は 7.3 億円で全体の 15%程度を占めています。

平成 23 年度から平成 25 年度における歳入の伸びは、主として東日本大震災に伴う復興需用によるもので、復興が進んだ今では縮小しています。また、今後は少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少が予測されており、徐々に地方税が減少していくものと懸念されます。

以下に、本町における歳入の推移を示します。

表 1.3.1 歳入の推移 (百万円)

年度 区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
地方税	668	754	756	700	678	677	703	727	764	729
譲与税	173	122	117	110	106	103	97	92	87	91
交付税	1,677	1,736	1,796	1,839	2,004	2,211	2,380	2,247	2,166	2,227
国補助	304	156	284	671	314	491	478	834	369	430
県補助	184	128	144	164	173	311	254	284	229	317
地方債	370	209	152	268	325	384	705	913	270	365
その他	867	713	702	572	489	864	689	1,008	736	848
歳入計	4,243	3,818	3,951	4,324	4,089	5,041	5,306	6,105	4,621	5,007

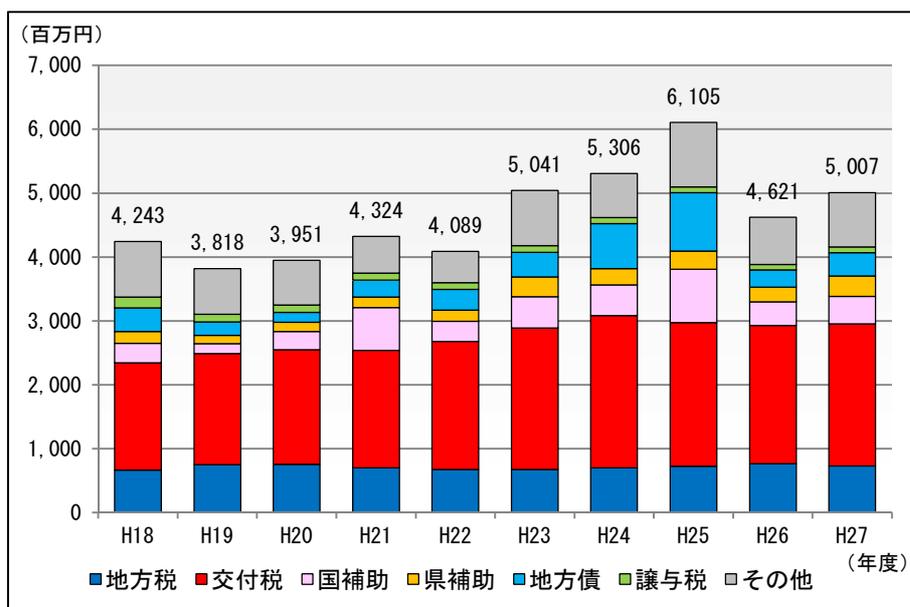


図 1.3.1 歳入の推移

出典：地方財政状況調査

第1章 人口等の現況と将来の見通し

(2) 歳出の状況（一般会計等）

表 1.3.2 および図 1.3.2 に、本町における直近 10 年間の歳出の推移を示しました。平成 27 年度の歳出は約 47.7 億円です。そのうち、普通建設事業費は約 7.4 億円と 16% 程度を占めています。

また、扶助費は約 3.2 億円で全体の 7% 程度を占めていますが、平成 22 年度以降はやや増加傾向にあります。今後、更に高齢化が進むことで扶助費の増加が見込まれます。

今後は扶助費を含めた義務的経費が増加傾向になるものと予想されるため、普通建設事業費（投資的経費）に充当される財源の確保は一層厳しくなるものと見込まれます。

表 1.3.2 歳出の推移

(百万円)

年度 区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
人件費	862	875	866	842	813	845	843	835	861	839
物件費	576	586	586	519	574	694	636	628	679	686
維補費	60	74	91	82	83	80	90	79	78	70
扶助費	153	174	182	182	274	309	290	290	319	322
補助費	735	673	689	819	697	717	730	782	847	878
公債費	499	494	501	507	469	449	341	352	329	308
繰出金	488	487	466	471	472	530	476	515	546	582
普通建設 事業費	555	226	368	681	389	766	1,023	2,032	653	740
その他	153	36	53	90	89	355	327	379	143	342
歳出計	4,081	3,625	3,802	4,193	3,860	4,745	4,756	5,892	4,455	4,767

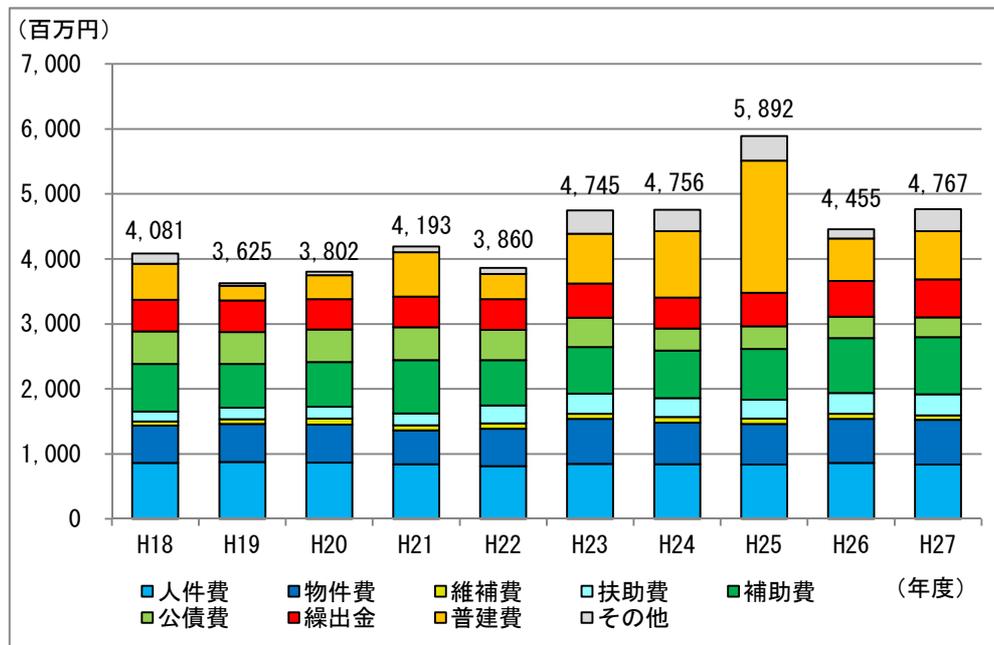


図 1.3.2 歳出の推移

出典：地方財政状況調査

(3) 財政指標の状況

本町の財政状況を表す指標として、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、および将来負担比率の推移を以下に示します。

表 1.3.3 財政指標の推移

年度 指標の種類	市町村	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
財政力指数	色麻町	0.32	0.30	0.28	0.27	0.27	0.27	0.28
	県市町村平均	0.55	0.53	0.51	0.49	0.50	0.51	0.52
経常収支 比率	色麻町	86.6%	81.7%	85.3%	81.6%	82.5%	87.0%	83.7%
	県市町村平均	93.2%	90.6%	95.8%	93.0%	93.2%	94.1%	89.2%
実質公債費 比率	色麻町	15.0%	14.5%	13.7%	12.0%	10.4%	8.8%	8.0%
	県市町村平均	13.0%	12.4%	11.9%	11.4%	11.1%	10.4%	8.0%
将来負担 比率	色麻町	168.5%	143.6%	132.1%	127.4%	126.0%	110.3%	105.6%
	県市町村平均	—	108.0%	94.8%	76.4%	67.9%	62.6%	56.8%

出典：平成 21 年度～27 年度 地方公共団体の主要財政指標一覧(総務省)

① 財政力指数^{※1}

人口の減少および自主財源の割合が低いことから、財政力指数は県市町村平均と比べて 0.2 ポイントほど低い水準に留まっています。平成 21 年度以降、0.27 から 0.32 ポイントの間で推移し、県内市町村平均から下回るものの横ばい傾向となっています。

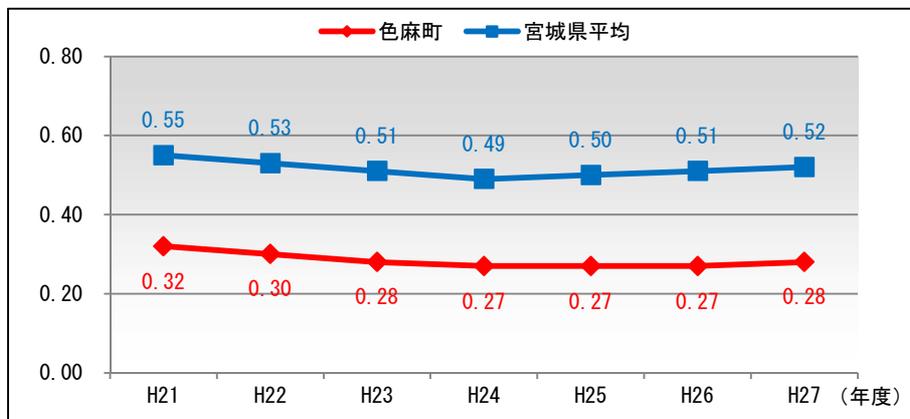


図 1.3.3 財政力指数の推移

※1 「財政力指数」とは

地方公共団体が自力に必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となります。

毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された地方税等の額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去3カ年の平均値です。

第1章 人口等の現況と将来の見通し

② 経常収支比率^{※2}

平成21年度以降は、81～87%の間で推移しています。また平成21年度以降、県内市町村平均より低い値で推移しており、県内ではやや良好な経営状況を維持しているといえます。但し、収支比率を安定的に下げていくためにも、一層の歳出削減を行う必要があるといえます。

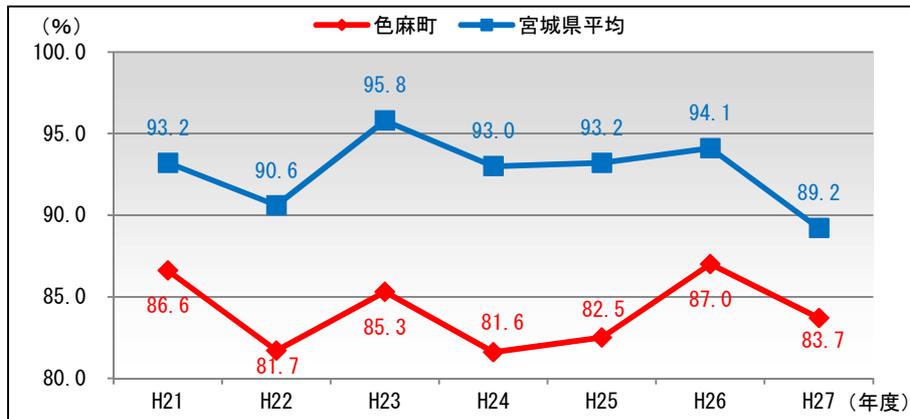


図 1.3.4 経常収支比率の推移

※2 「経常収支比率」とは

人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることとなります。

③ 実質公債費比率^{※3}

早期健全化基準の25%および起債許可団体となる18%を下回る健全な状況であり、平成21年度以降改善傾向が続いています。また同年以降、ほぼ県内市町村平均と同じ水準を保っています。

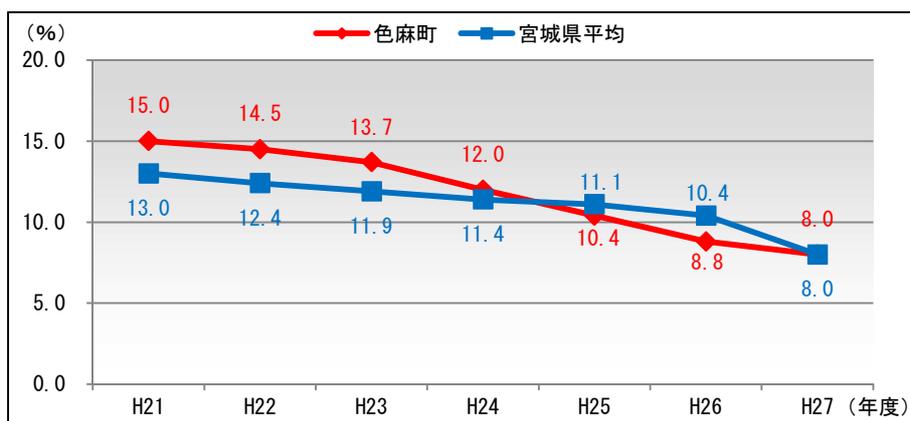


図 1.3.5 実質公債費比率の推移

※3 「実質公債費比率」とは

一般会計等が負担する借入金の返済額およびこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したものです。元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。この比率が18%以上になると町債の発行に県の許可が必要になり、また25%以上になると町債の発行の一部が制限されることとなります。

④ 将来負担比率^{※4}

平成 22 年度以降、県内市町村平均を上回っていますが、徐々に将来負担比率が下がっていることが分かります。県内市町村平均に近づくように、更なる財政の健全化により負債を減らす必要があるといえます。

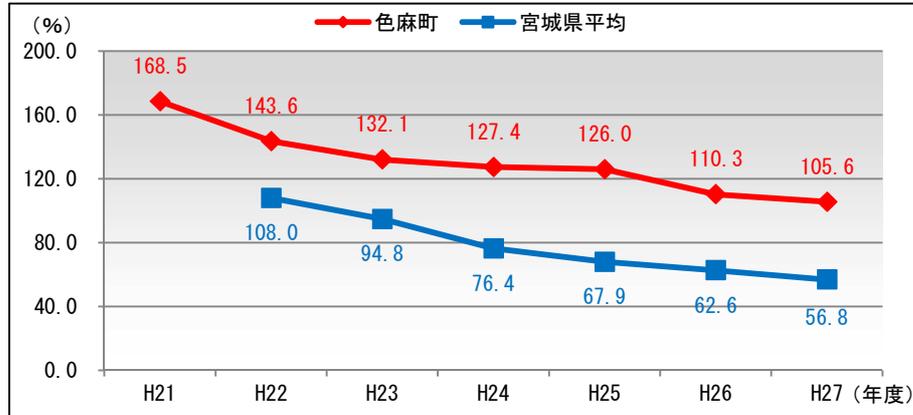


図 1.3.6 将来負担比率の推移

※4 「将来負担比率」とは

一般会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したものです。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。市町村では350%が「早期健全化基準」の目安とされています。

第2章 公共施設等の現状

1. 公共施設等の現状

(1) 公共施設の保有状況

①ヒアリング調査の実施について

データ収集にあたり、各施設所管課に対して配付したヒアリングシートにより施設情報を収集し、施設情報および棟情報の一覧としてデータの整理を行いました。

② 公共施設の用途分類

本計画において定義する、公共施設の用途分類は以下のとおりです。

表 2.1.1 公共施設の用途分類

分類	対象施設
1 行政施設	色麻町役場、消防ポンプ格納庫
2 町民文化系施設	集会所、多目的研修集会施設、生活共同利用センター、集落センター、農村環境改善センター、農業担い手センター、コミュニティーセンター
3 スポーツ・レクリエーション施設	屋外運動場、体育館、青少年体力増強施設、野営場、交流センター、愛宕山公園、農村公園
4 保健・福祉施設	保健福祉センター
5 学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食センター
6 子育て支援施設	幼稚園、保育所、学童保育施設
7 産業系施設	肉用牛育成センター、地場産業振興施設、畜産複合地域環境保全施設、木工品加工場、林業機械倉庫
8 町営住宅	町営住宅
9 インフラ関連施設	浄水場、送水ポンプ場、配水池、浄化センター、ダム管理施設
10 その他公共施設等	旧大村分校、旧六の国農業共済組合事務所、切付簡易郵便局、旧色麻機械化酪農農業協同組合倉庫、役場前旧店舗

③用途分類別公共施設の保有状況

本町は、公共施設の総数としては87施設(192棟)であり、総延床面積として56,037.9㎡を保有しています。施設の用途分類別延床面積の内訳は、学校教育系施設が20.1%、次いでスポーツ・レクリエーション施設が16.2%、町営住宅が13.4%、町民文化系施設が10.8%の順に多くなっています。

表 2.1.2 用途分類別公共施設の保有状況

分類	施設数	棟数	延床面積(㎡)	延床面積 構成比
1 行政施設	17	28	5,293.5	9.4%
2 町民文化系施設	26	34	6,037.3	10.8%
3 スポーツ・レクリエーション施設	8	33	9,053.2	16.2%
4 保健・福祉施設	2	3	4,258.7	7.6%
5 学校教育系施設	3	15	11,274.2	20.1%
6 子育て支援施設	4	12	4,777.0	8.5%
7 産業系施設	5	10	4,734.3	8.5%
8 町営住宅	3	29	7,510.6	13.4%
9 インフラ関連施設	14	20	1,741.0	3.1%
10 その他公共施設等	5	8	1,358.1	2.4%
総計	87	192	56,037.9	100.0%

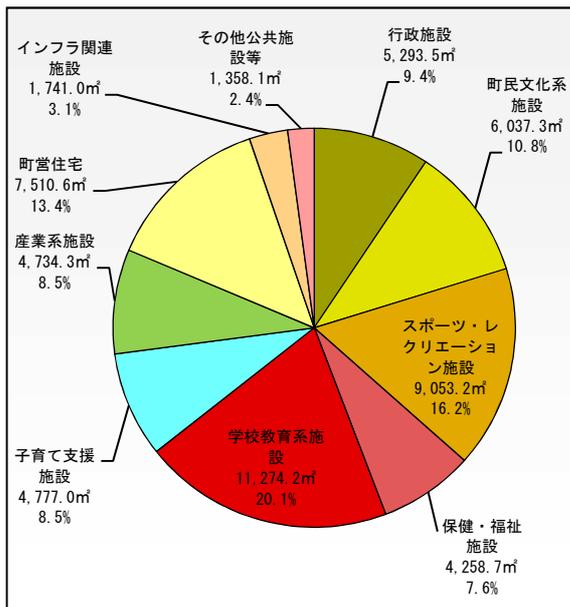


図 2.1.1 用途分類別公共施設の延床面積およびその割合

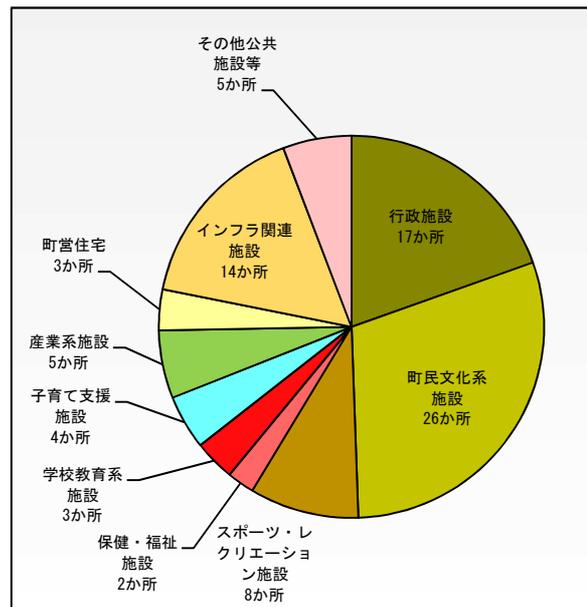


図 2.1.2 用途分類別公共施設の施設数

第2章 公共施設等の現状

(2) 1人あたりの公共施設の延床面積

本町1人あたりの公共施設の延床面積は、7.7 m²/人となっています。また、総務省が平成24年3月に公表した「公共施設およびインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」によると、全国の市町村の平均3.2 m²/人に比べて約2.4倍となっています。

表 2.1.3 用途分類別の1人あたりの延床面積

分類	延床面積(m ²)	1人あたり延床面積(m ² /人)
1 行政施設	5,293.5	0.7
2 町民文化系施設	6,037.3	0.8
3 スポーツ・レクリエーション施設	9,053.2	1.3
4 保健・福祉施設	4,258.7	0.6
5 学校教育系施設	11,274.2	1.6
6 子育て支援施設	4,777.0	0.7
7 産業系施設	4,734.3	0.7
8 町営住宅	7,510.6	1.0
9 インフラ関連施設	1,741.0	0.2
10 その他公共施設等	1,358.1	0.2
総計	56,037.9	7.7

また、宮城県内における町村と1人あたりの公共施設保有量(延床面積)を比較しました。他の町村と比較し、1人あたりの公共施設保有面積がやや多いことが分かります。

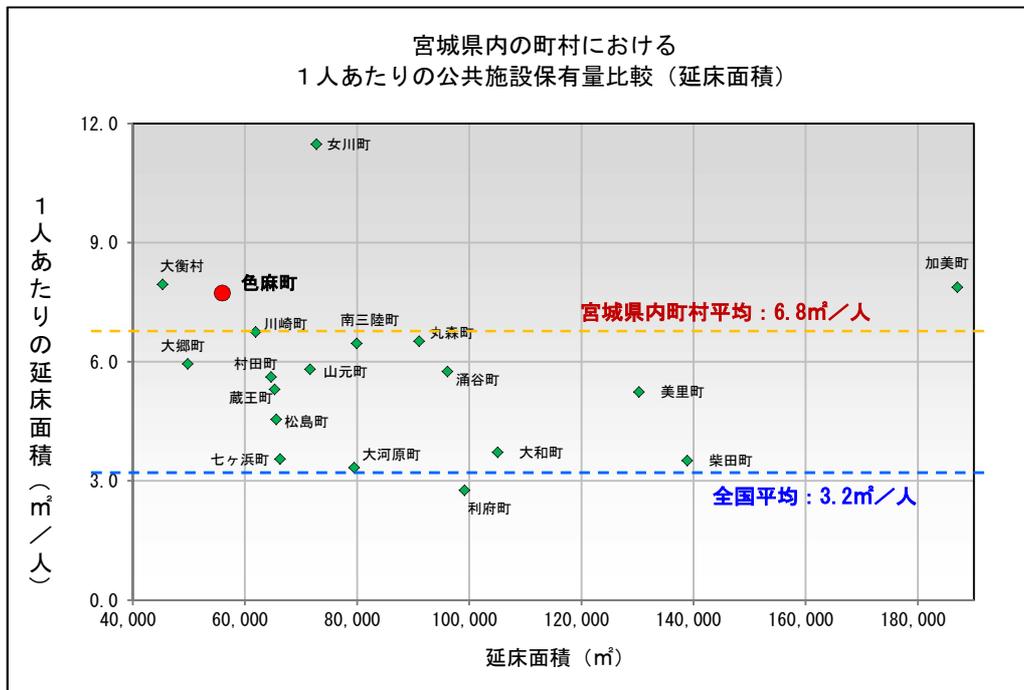


図 2.1.3 1人あたり公共施設保有面積の比較

出典：平成26年度 公共施設状況調経年比較表(総務省)
本町の延床面積は本計画策定における調査結果

2. 建築年別公共施設等の現状

(1) 建築年別分布

本町においては、昭和 50 年代に公共施設の建築ラッシュを迎えており、近年における大規模な施設としては、平成 12 年度に色麻町保健福祉センターが、平成 25 年度に色麻小学校が建築されています。また、昭和 56 年度以前に建てられた旧耐震基準の施設は、公共施設の総延床面積のうち 34.0%を占めています。

下図は、本町の公共施設における建築年別の延床面積の合計を示したグラフです。延床面積の年度別合計が突出している年度の概ね 30 年後には大規模改修に係る費用が、60 年後には建替えに係る費用が集中することが予想されます。

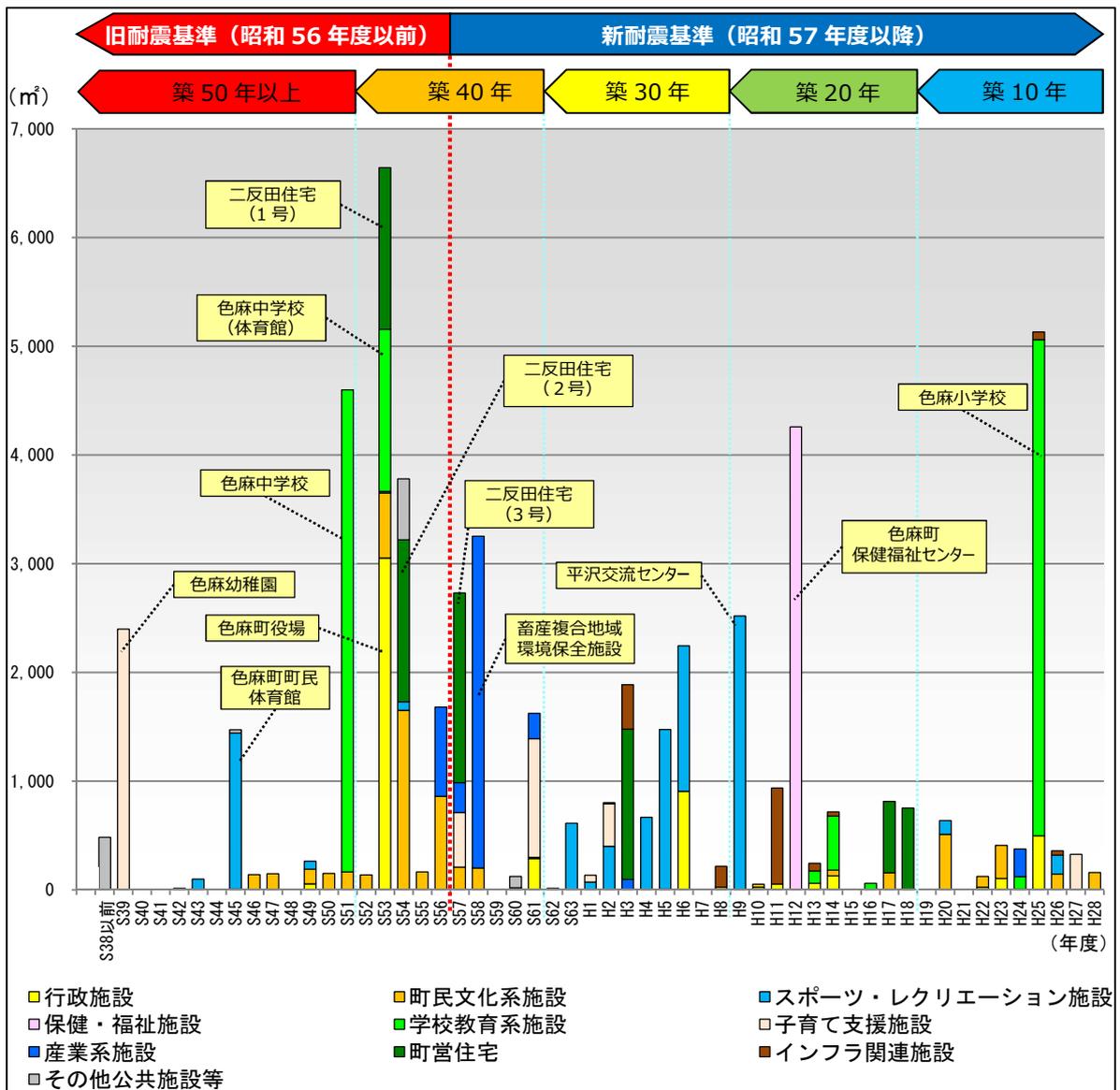


図 2.2.1 公共施設の建築年別延床面積

第2章 公共施設等の現状

(2) 経過年数の状況

公共施設の多くを占める鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築30年程度が経つと大規模改修が、築60年程度が経つと建替えが必要になると一般的にいらわれています。よって、建築後30年を目安に施設の老朽化対策を検討する必要があるといえます。

本町では、「産業系施設」、「その他公共施設等」、「子育て支援施設」および「町民文化系施設」において30年以上経過した建物の割合が当該分類のうち7割以上を占めており、他の施設と比べて老朽化が目立っています。

全体で見ると、30年以上を経過している施設は約53%を占めており、やや老朽化が進んでいます。

表 2.2.1 用途別施設の経過年数の状況

分類	築30年以上経過		築30年未満 延床面積 (㎡)	小計 (㎡)
	延床面積 (㎡)	分類別比率		
1 行政施設	3,398.4	64.2%	1,895.1	5,293.5
2 町民文化系施設	4,460.0	73.9%	1,577.3	6,037.3
3 スポーツ・レクリ エーション施設	1,599.5	17.7%	7,453.7	9,053.2
4 保健・福祉施設	0.0	0.0%	4,258.7	4,258.7
5 学校教育系施設	5,928.8	52.6%	5,345.4	11,274.2
6 子育て支援施設	3,993.8	83.6%	783.2	4,777.0
7 産業系施設	4,382.3	92.6%	352.0	4,734.3
8 町営住宅	4,719.4	62.8%	2,791.2	7,510.6
9 インフラ関連施設	14.0	0.8%	1,727.0	1,741.0
10 その他公共施設等	1,211.6	89.2%	146.5	1,358.1
総計	29,707.8	53.0%	26,330.1	56,037.9

なお、更新の検討を始める必要がある、建築後 50 年以上を経過している施設の総延床面積は 2,896.0 m² (5.2%) となっており、「子育て支援施設」、「その他公共施設等」が多く含まれています。

表 2.2.2 公共施設の経過年数別延床面積 (m²)

分類	築 50 年以上	築 40～49 年	築 30～39 年	築 30 年未満	計
1 行政施設	0.0	55.5	3,342.9	1,895.1	5,293.5
2 町民文化系施設	0.0	608.3	3,851.7	1,577.3	6,037.3
3 スポーツ・レクリエーション施設	0.0	1,508.6	90.9	7,453.7	9,053.2
4 保健・福祉施設	0.0	0.0	0.0	4,258.7	4,258.7
5 学校教育系施設	0.0	4,435.0	1,493.8	5,345.4	11,274.2
6 子育て支援施設	2,399.0	0.0	1,594.8	783.2	4,777.0
7 産業系施設	0.0	0.0	4,382.3	352.0	4,734.3
8 町営住宅	0.0	0.0	4,719.4	2,791.2	7,510.6
9 インフラ関連施設	14.0	0.0	0.0	1,727.0	1,741.0
10 その他公共施設等	483.0	29.7	698.9	146.5	1,358.1
総計	2,896.0	6,637.1	20,174.7	26,330.1	56,037.9

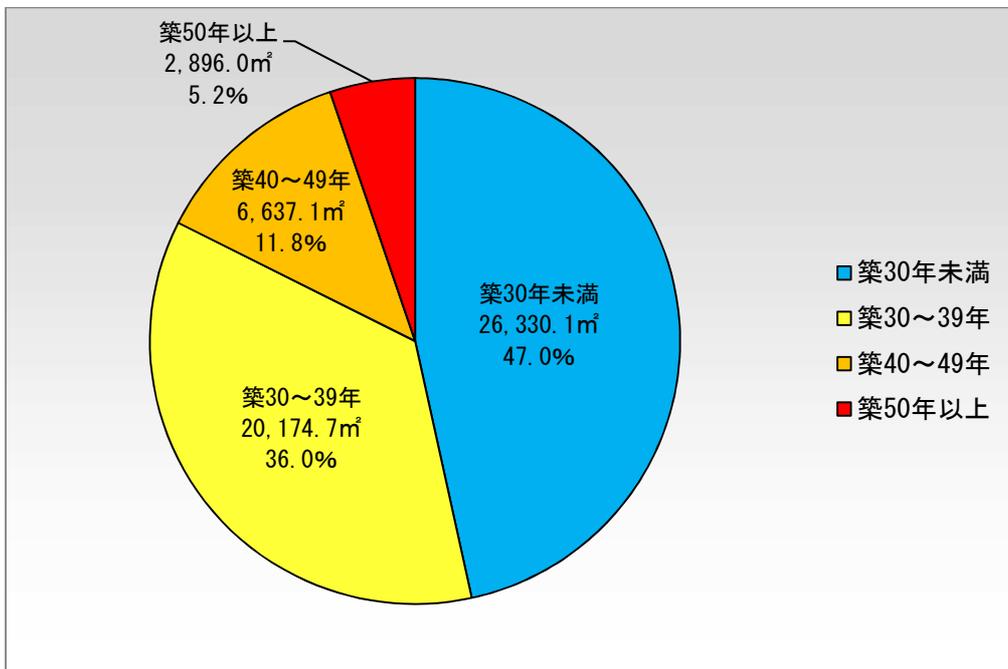


図 2.2.2 公共施設の経過年数別延床面積

第2章 公共施設等の現状

(3) インフラ資産の状況

インフラ資産（道路、橋りょう、上水道の管路、下水道の管路）においても、老朽化の状況に応じて計画的かつ効率的な更新や修繕を実施する必要があります。

本町におけるインフラ資産の保有量は、表 2.2.3 のとおりとなっています。

表 2.2.3 インフラ資産の整備状況

インフラ資産	分類	数量		備考
		延長 (m)	面積 (㎡)	
1 道路	一般町道	356,901	1,786,994	
	自転車歩行者道	8,197	29,096	
	農道	35,044	—	
	林道	9,197	34,477	
2 橋りょう	一般町道	1,813	11,574	133 橋
3 上水道施設	上水道	114,330	—	
4 下水道施設	特定環境保全公共下水道	48,191	—	
	農業集落排水処理施設	13,125	—	

(4) 耐震化の現状

本町の公共施設においては、旧耐震基準の施設のうち耐震改修が必要な施設が、延床面積比で約12%存在しています。

表 2.2.4 耐震化実施状況

区 分		延床面積(m ²)	割 合
新耐震基準適合(耐震改修不要) : A		36,990.7	66.0%
旧耐震基準	耐震改修実施済 : B	7,375.7	13.1%
	耐震改修工事不要 : C	5,133.2	9.2%
	要耐震改修・未実施	6,538.3	11.7%
計		56,037.9	100.0%
※ 耐震化済 (A+B+C)		49,499.6	88.3%

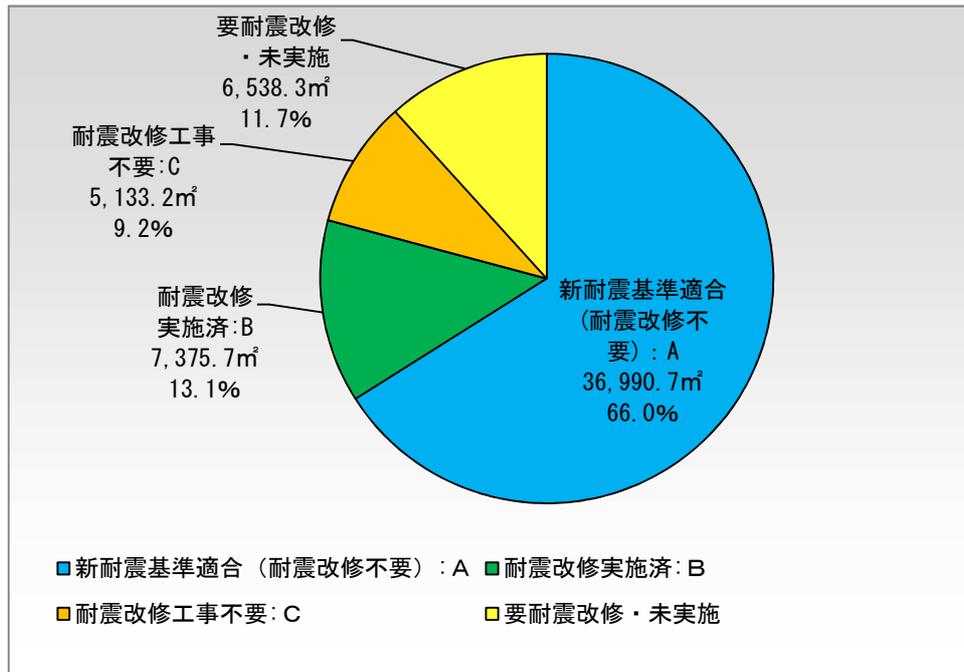


図 2.2.4 耐震改修実施状況

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

本町の公共施設は老朽化と共に、今後一斉に更新や大規模改修の時期を迎えることが予想されることから、今後40年間における公共施設等の更新費用を試算しました。

1. 公共施設等の維持管理・更新等に係る費用算定

本計画における将来更新費用の試算は、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」および「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年2月）」に準拠して実施します。この仕様に基づき設定される、大規模改修や建替えの周期等の設定イメージについて下図に示します。

- 耐用年数の設定
- 単価の設定（大規模改修・建替え）
- 期間の設定（大規模改修・建替え）
- 積み残しの処理（経過期間：大規模改修・建替え）

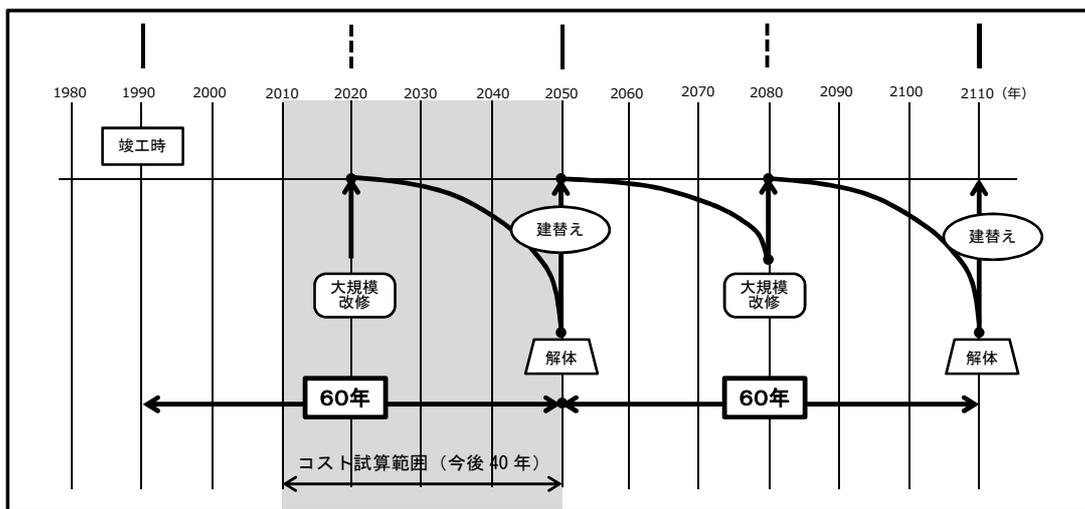


図 3.1.1 大規模改修および建替えのライフサイクル

出典：地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書

(1) 建替えコストの考え方

① 建替え実施年度

今回の試算は、公共施設の標準的な耐用年数とされる60年を設定します。

◆建替え実施年度については、建築年度から「60年目」とします。

② 建替え単価の設定

建替え単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月 総務省）」および「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年2月）」における単価に準拠し、表3.1.1「施設分類別の建替え単価」のとおり設定します。

表 3.1.1 施設分類別の建替え単価

分類	建替え単価
1 行政施設	40 万円/㎡
2 町民文化系施設	40 万円/㎡
3 スポーツ・レクリエーション施設	36 万円/㎡
4 保健・福祉施設	36 万円/㎡
5 学校教育系施設	33 万円/㎡
6 子育て支援施設	33 万円/㎡
7 産業系施設	40 万円/㎡
8 町営住宅	28 万円/㎡
9 インフラ関連施設	36 万円/㎡
10 その他公共施設等	36 万円/㎡

③ 建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように期間を3年間とします。

費用は各年度で均等配分とし、59年目、60年目、61年目に割りあてて計算します。

④ 建替えコストの計算例

<通常の建替えの場合>

例えば昭和 35 年度の建築の場合、平成 32 年度が建築から 60 年目にあたることから、59 年目の平成 31 年度から工事を開始し、61 年目の平成 33 年度に工事完了となります。

建築年	59 年目	60 年目	61 年目
昭和 35 年度	建替え開始		完了
	← 平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度 →

年間費用は、建替え費用を 3 等分した値とし、例えば、延床面積 3,000 ㎡行政関連施設を建替える場合は、単価 40 万円なので、年間 4 億円のコストとなります。

例) $\text{年間費用} = \text{単価 (40 万円/㎡)} \times \text{延床面積 (3,000 ㎡)} \div 3 \text{カ年} = 4 \text{億円/年}$

(2) 大規模改修コストの考え方

① 大規模改修の実施年度

実施年度は、施設の種類、建物構造によらず、建設してから一律 30 年目に実施します。ただし、そのうち今後 10 年以内に建替えを迎える建物については、大規模改修を実施しません。

◆大規模改修実施年度は、建築年度から「30年目」とします。

② 大規模改修単価の設定

大規模改修単価は、建替え単価と同様に、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成 23 年 3 月 総務省）」および「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成

第3章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み等

28年2月)」における単価に準拠し、表3.1.2「施設分類別の大規模改修単価」のとおり
に設定します。

表3.1.2 施設分類別の大規模改修単価

分類	大規模改修単価
1 行政施設	25万円/㎡
2 町民文化系施設	25万円/㎡
3 スポーツ・レクリエーション施設	20万円/㎡
4 保健・福祉施設	20万円/㎡
5 学校教育系施設	17万円/㎡
6 子育て支援施設	17万円/㎡
7 産業系施設	25万円/㎡
8 町営住宅	17万円/㎡
9 インフラ関連施設	20万円/㎡
10 その他公共施設等	20万円/㎡

③ 修繕期間

大規模改修では修繕期間を2年とし、費用を均等配分とします。

④ 修繕コストの計算例

<通常の修繕の場合>

例えば平成2年度の建築の場合、平成32年度が建築から30年目にあたることから、29年目にあたる平成31年度から工事を開始し、30年目にあたる平成32年度に工事完了となります。

建築年	29年目	30年目
平成2年度	← 修繕開始 平成31年度	→ 完了 平成32年度

年間費用は、修繕費用を2等分した値になります。例えば、延床面積2,000㎡の行政施設を修繕する場合は、単価25万円なので年間2億5,000万円のコストとなります。

例) $\text{年間費用} = \text{単価 (25万円/㎡)} \times \text{延床面積 (2,000㎡)} \div 2 \text{カ年} = 2 \text{億5,000万円/年}$

⑤ 修繕積み残し

建築後30年以上経過し、既に大規模改修時期が到来している建物については、今後10年間で大規模改修を実施します。なお、建設時からの経過年数が30年以上50年未満のものについては、今後10年間で均等に大規模改修を行うと仮定し、建設時より50年以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建替えるものと仮定します。

(3) インフラ資産の更新の考え方

道路は路線ごとに整備するものではなく、路線を細かく区切った区間ごとに整備されます。そのため、更新費用を年度別に把握するのは困難なため、現在の総面積に対し試算します。

① 道路

(ア) 道路の耐用年数

舗装の耐用年数の10年と舗装の一般的な供用寿命の12～20年のそれぞれの年数を踏まえ、全整備面積をこの15年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定します。

◆道路の耐用年数は15年とします。

(イ) 道路の更新単価の設定

道路の更新単価は、「道路統計年報2009」（全国道路利用者会議）で示される平成19年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で除して算定されたものから設定します。道路の更新単価について、下表に示します。

表 3.1.3 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	一般町道、自転車歩行者道、農道、林道	4,700 円/㎡

② 橋りょう

(ア) 橋りょうの更新

橋りょうについては、更新年数経過後に現在と同じ面積で更新すると仮定し、次の構造別年度別面積に対し、それぞれの更新単価を乗じて更新費用を試算します。

◆橋りょうの更新年数は法定耐用年数の「60年」を経た年度に更新します。

(イ) 橋りょうの更新単価の設定

橋りょうの更新単価は、道路橋の工事実績（道路橋年報）より、次の構造別の面積に対して更新単価を乗じて算定します。橋りょうの更新単価について、下表に示します。

表 3.1.4 橋りょうの更新単価

分類	構造	単価
橋りょう	PC（プレストレスト・コンクリート）橋	42.5 万円/㎡
	RC（レインフォースド・コンクリート）橋	42.5 万円/㎡
	鋼橋	50.0 万円/㎡
	その他	42.5 万円/㎡

③ 上水道施設（管路）

（ア）上水道の更新

上水道は、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新するものと仮定します。

◆上水道施設（管路）の耐用年数は「40年」とします。

（イ）上水道施設（管路）の更新単価の設定

上水道の更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月 総務省）」および「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年2月）」における管径別の単価を参照し設定します。上水道の更新単価について下表に示します。

表 3.1.5 上水道施設（管路）の更新単価

分類	管径	単価
上水道 導水管および送水管	～300mm未満	10.0万円/m
上水道 配水管	～150mm以下	9.7万円/m
	～200mm以下	10.0万円/m
	～250mm以下	10.3万円/m

④ 下水道施設（管路）

（ア）下水道施設（管路）の更新

下水道施設（管路）は、延長距離の総量のみが把握できる場合は、全整備面積を法定耐用年数の50年で除した面積を1年間で更新していくと仮定します。

◆下水道施設（管路）の耐用年数は「50年」とします。

（イ）下水道施設（管路）の更新単価の設定

下水道施設（管路）の更新単価は、「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月 総務省）」および「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成28年2月）」における管種別の単価、管径別の単価を参照し設定します。下水道の更新単価について下表に示します。

表 3.1.6 下水道施設（管路）の更新単価

分類	管径	単価
下水道	～250mm	6.1万円/m
	251～500mm	11.6万円/m

※本計画においては、「下水道」には「農業集落排水処理施設」を含むものとして試算します。

2. 公共施設等に対する投資的経費の見通しおよび中長期的な経費の見込み

(1) 公共施設等の投資的経費の状況

平成 27 年度の決算書によると、公共施設とインフラ資産に係る投資的経費は、約 4.6 億円となっています。また、最近 5 か年の平均では約 6.7 億円となっており、この 6.7 億円を将来の公共施設等の更新や修繕に必要な経費の見通し額として設定し、後述する公共施設等の更新に係る費用の試算結果と比較することとします。

下図に、本町における過去 5 年間の投資的経費の推移を示します。

表 3.2.1 公共施設等に対する投資的経費の推移 (百万円)

公共施設等種別	H23	H24	H25	H26	H27	5年間の平均
公共施設	238.0	461.3	1,034.1	168.1	247.9	429.9
道路・橋りょう	171.6	196.1	0.0	40.9	139.9	109.7
上水道	22.0	200.7	263.4	78.6	63.9	125.7
下水道	1.8	7.3	12.0	8.7	7.4	7.4
計	433.4	865.4	1,309.5	296.3	459.1	672.7

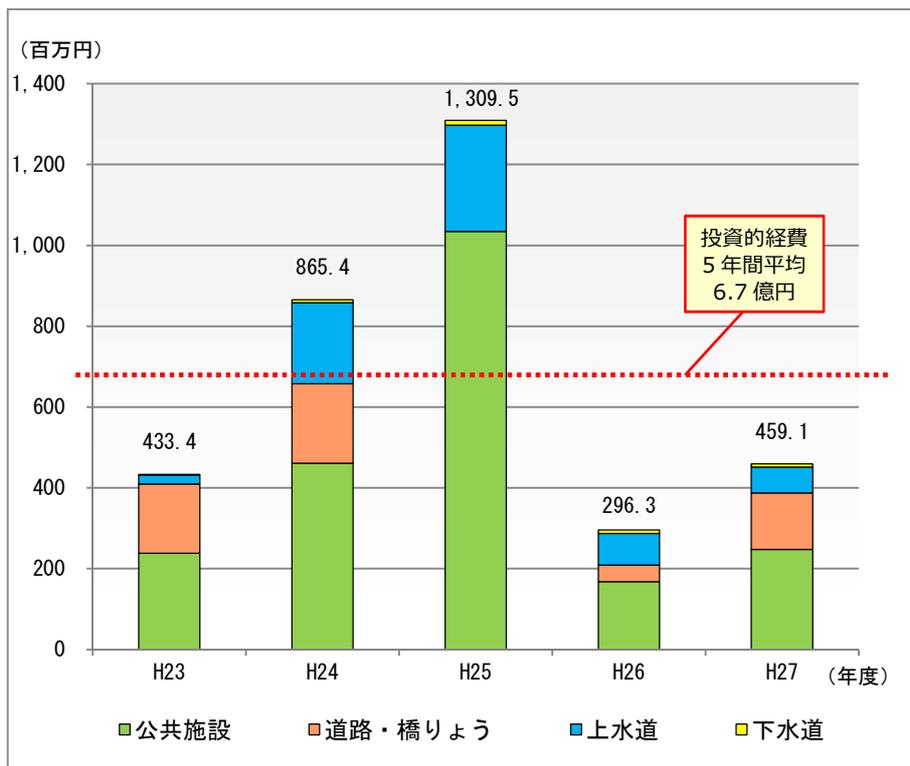


図 3.2.1 投資的経費の推移

出典：地方財政状況調査

(2) 公共施設等の更新の考え方について

公共施設（建築物）における、今後 40 年間の更新等に係る費用の見込み額を下記のとおり試算しました。

①公共施設の試算条件について

【試算条件】

- ・ 試算基準年度：平成 28 年度（平成 29 年度の見込み額から計算開始）とします。
- ・ 今後、仮に新たな建築物が発生しない条件で試算します。
- ・ 建設後 60 年目で建替え（更新）し、建替え時は費用を 3 年間に分割します。
- ・ 建設後 30 年で大規模改修を実施し、改修時の費用は 2 年間に分割します。
- ・ 積み残しを処理する年数を 10 年とします。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価額の変動は無視します。
- ・ 表 2.1.1 に記載されている公共施設の建築物を対象に試算します。

②インフラ資産の試算条件について

【試算条件】

- ・ 試算基準年度：平成 28 年度（平成 29 年度の見込み額から計算開始）とします。

(ア) 道路・橋りょう

- ・ 道路：総面積で試算を実施、橋りょう：（年度別の橋りょう面積で試算を実施）
- ・ 道路舗装部の更新は、耐用年数（15年）を基に、舗装補修単価で試算します。
- ・ 橋りょうの更新は、法定耐用年数（60年）を基に、道路橋の更新単価で試算します。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価額の変動は考慮していません。

(イ) 上水道（管径別に集計した延長で試算を実施）

- ・ 布設替えは、法定耐用年数（40年）を基に、管径別更新単価で試算します。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価額の変動は考慮していません。

(ウ) 下水道（管径別・整備年度ごとの延長で試算を実施）

- ・ 布設替えは、法定耐用年数（50年）を基に、管径別更新単価で試算します。
- ・ 物価変動による改修時、更新時の再調達価額の変動は考慮していません。

(3) 公共施設等の中長期的な経費の見込み

建築物系の公共施設およびインフラ資産について試算した結果を併せて、全ての公共施設等における今後40年間の更新等に係る費用の見込み額を、下記のとおりに試算しました。

【試算結果】

① 全ての公共施設等

◆全ての公共施設等の更新に将来充当可能な経費：年間約6.7億円

(平成27年度までの5年間における投資的経費の平均額。事務費・解体撤去費等を除く)

◆年間更新費用：約15.4億円 (40年間総額：約617.1億円)

◆年間不足額：15.4億円 - 6.7億円 = 約8.7億円不足

表 3.2.2 今後40年間における改修・更新等に係る将来費用試算結果 (億円)

公共施設等分類	試算期間	当初10年間	11~20年目	21~30年目	31~40年目	合計	年間
公共施設		50.0	34.1	90.4	37.6	212.1	5.3
道路(町道・農道・林道)		60.9	60.9	60.9	60.9	243.6	6.1
橋りょう(町道)		7.4	7.4	7.4	7.4	29.6	0.7
上水道		9.8	46.7	26.4	23.8	106.7	2.7
下水道		0.0	0.0	2.1	23.0	25.1	0.6
合計		128.1	149.1	187.2	152.7	617.1	15.4

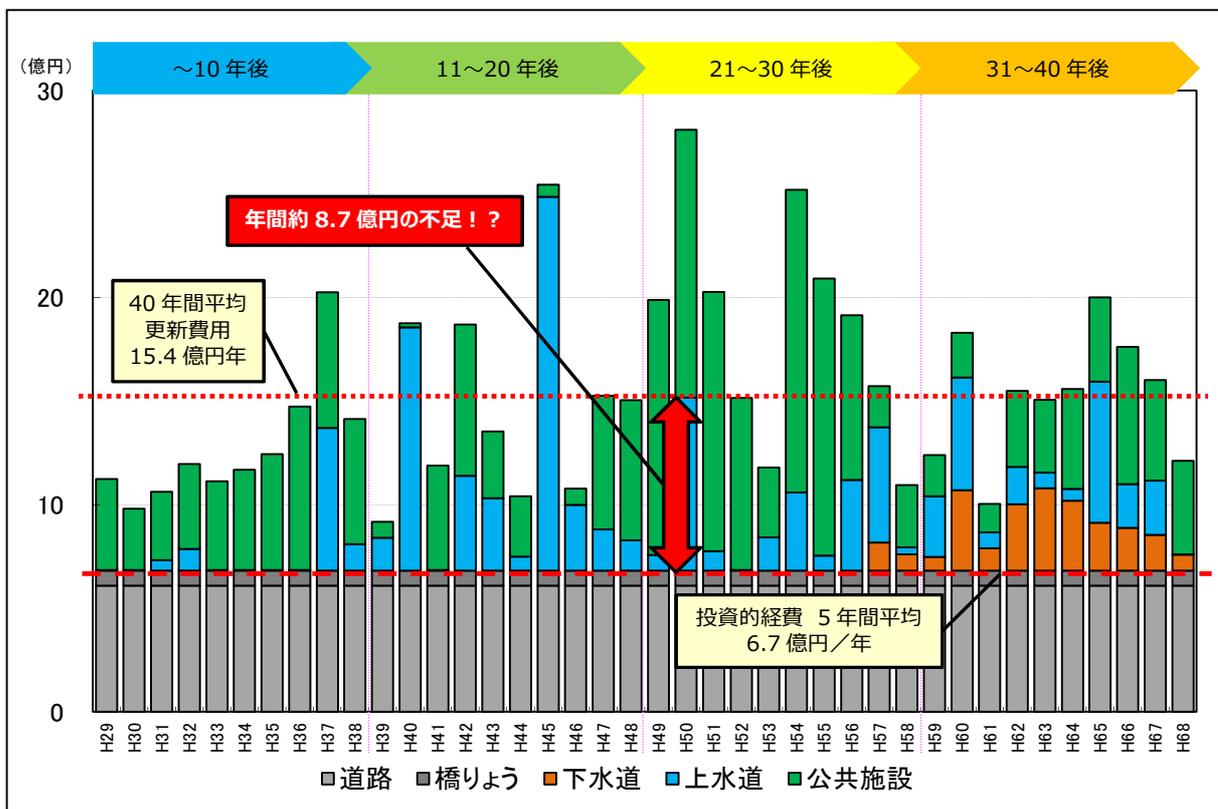


図 3.2.2 今後40年間における改修・更新等に係る費用試算結果

第4章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 現状や課題に関する基本認識（3つの課題）

（1）人口減少・少子高齢化社会への対応

本町の人口は、平成27年の7,240人^{*}から平成52年には約5,135人まで減少すると推計されており、人口減少と少子高齢化が次第に進行するものと思われます。

人口構成の変動による町民ニーズへの変化に対応するため、適正な公共施設の総量や規模、機能の再編成を検討していく必要があります。

※人口ビジョン（社人研）による平成27年度の推計人口です。

（2）公共施設の大規模改修・建替え等への対応

本町の公共施設は、建築後30年以上経過した建物が全体の約5割を占めます。今後、多くの施設が更新時期を迎えることとなり、新たな施設を建設しない条件で、既存の施設を大規模改修・更新し続ける場合、今後40年間で約617.1億円の費用が見込まれています。

公共施設の建設事業に充当している現状の財源では、大規模改修・建替え等を継続することが困難な状況が見込まれており、町の財政や行政サービスの維持に重大な影響を及ぼす可能性があります。

このような状況を回避するためには、総量を縮減するとともに、大規模改修・建替え等に係る年度毎の費用を平準化させ、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成・管理に取り組んでいく必要があります。

さらに、今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進するため、各担当課で管理している施設の情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を検討する必要があります。

（3）厳しさを増す財政状況への対応

これから本町の財政は、生産年齢人口の減少に伴う税収の減少、高齢化社会の進行に伴う扶助費の増加等により、一層厳しくなるものと予想されます。

また、公共施設等の修繕・更新費用の実績が年平均6.7億円であることに対し、今後40年間では年平均15.4億円の費用が必要になることが試算されたことから、限られた財源の中で、効率的な公共施設の維持管理および運営を行い、施設の機能を維持していく必要があります。

2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方（3つの視点）

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、人口構成の変化に伴う町民ニーズの変化に対応しながらそのバランスや長期的な視点に基づき、公共施設の適切な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するために下記の3つの視点を重視し、町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

視点1 供給量の適正化

将来の人口動向や財政状況を踏まえ、施設総量（延床面積）の縮減、公共施設のコンパクト化（複合化・集約化、廃止および取壊し等）により、「供給量の適正化」を図ります。

<供給に関する基本方針>

施設総量の適正化

関連計画や重点施策との整合性、町民ニーズ等を踏まえ、人口等の社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

機能の複合化等による効率的な施設の配置

住民サービスを継続する上で廃止できない施設（義務的な施設）は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や更新等により、効率的な施設の配置およびニーズの変化への対応を検討します。

視点2 既存施設の有効活用

老朽化の状況や利用実態および需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持や機能の改善に努め、施設の長寿命化を推進し、「既存施設の有効活用」を図ります。

<品質に関する基本方針>

予防保全の推進

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。

計画的な長寿命化の推進

建築年代の古い施設については大規模改修の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検等の強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて施設の長寿命化を推進します。

視点3 効率的な管理・運営

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、公共施設の将来の維持管理費用を平準化し、全庁的な推進体制の確立および民間活力導入の検討などにより、「効率的な管理・運営」を推進します。

<財務に関する基本方針>

維持管理費用の適正化

現状の維持管理に係る費用や需要等の費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用料等の適正化を図ります。

長期的費用の縮減と平準化

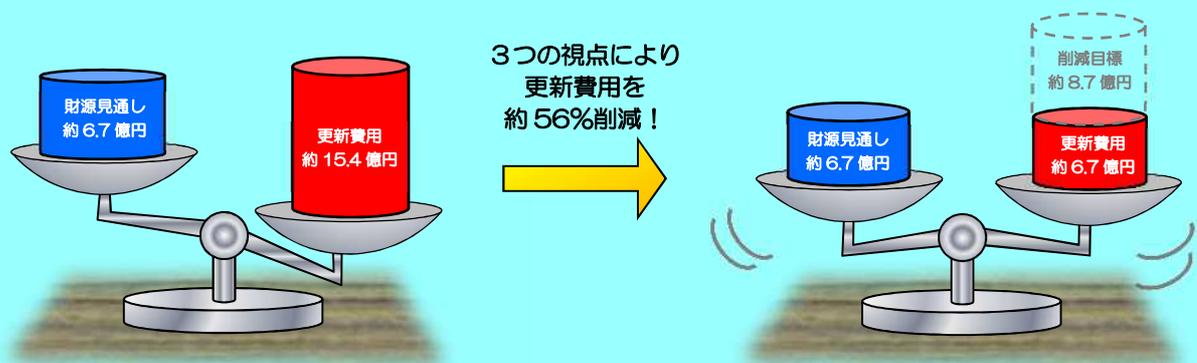
大規模改修・建替え等の費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

民間活力の導入

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

以上の視点により、公共施設等の将来更新において見込まれる、年間約 8.7 億円の不足分を解消するために、今後 40 年間に見込まれる、公共施設における年間の更新費用 15.4 億円のうち約 56%（年間約 8.7 億円）を削減することを目標とします。

更新費用の平準化



3. 具体的な取組方策

(1) 点検・診断等の実施方針

①公共施設

本町の公共施設（建築物）は、建築後30年以上経過した建築物の延床面積が全体の約5割を占めており、大規模改修や建替えが必要となりつつあります。また、今後は築30年未満の施設も含めた施設においても、大規模改修や更新の時期を続々と迎えることとなります。

建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止するためには、施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施にあたっては、建設時から経過した年月および建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは公共施設を建設時期によって、以下の表に示すように「(ア) 旧耐震基準」、「(イ) 新耐震基準（前期）」、「(ウ) 新耐震基準（後期）」の3段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

表4.3.1 建築時期による建築物の分類

建築物の分類	要件
(ア) 旧耐震基準	昭和56年以前の旧耐震基準で建築された施設を対象とします。
(イ) 新耐震基準（前期）	新耐震基準に適合するものの、建築後15年以上経過した施設を対象とします。
(ウ) 新耐震基準（後期）	新耐震基準に適合し、建築後15年以内の施設を対象とします。

(ア) 旧耐震基準

旧耐震基準で建築されている公共施設については、必要に応じて耐震診断を実施し、安全性の確保に努めます。また、既に耐震改修済の施設や耐震性を保有すると判断された施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

(イ) 新耐震基準（前期）

概ね30年が経過する公共施設（昭和50年代）については、既に大規模改修の実施時期を迎えていることから、施設の劣化状況の把握に努めるとともに情報の一元管理を進め、大規模改修の実施の検討を進めます。

(ウ) 新耐震基準（後期）

建築後の経過年数が短く、整備水準が比較的高い公共施設が多いと想定されることから、長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により、施設の劣化状況の把握に努め、建築後15年を目安に劣化調査等の実施を検討します。

②インフラ資産

インフラ資産は都市の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状態や対策履歴の情報を記録し、次期点検・診断に活用するメンテナンスサイクルを構築し、継続的に取り組んでいくものとします。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

①公共施設

施設の更新にあたっては、人口動態や住民ニーズ、周辺施設の立地状況等を踏まえた適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築を検討し、効率的な施設の配置を目指すとともに、省エネ対応機器の導入等、トータルコストの縮減に努めます。

また、計画的・効率的な維持管理および修繕による経費削減を図るとともに、点検・修繕、適切な時期に修繕を実施する「予防保全」を重視しながら、建物寿命を延命することで建替え等に係る費用負担の軽減や負担発生年次の平準化を図ります。

②インフラ資産

インフラ資産は費用対効果や経済波及効果を考慮して、新設および維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新にあたっては、各個別計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

(3) 安全確保の実施方針

①公共施設

日常点検や定期点検により施設の劣化状況の把握に努めます。また、災害時に避難所等となる防災機能を有する公共施設もあることから、点検の結果をデータベース化し、危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的な改善・更新を実施し、機能の維持、安全性の確保を図ります。

さらに、老朽化による供用廃止（予定含む）の施設や、今後とも利用の見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の取壊しや除去など、安全性の確保を図ります。

②インフラ資産

点検・診断等の実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産の安全性の確保に努めます。

(4) 耐震化の実施方針

①公共施設

本町の公共施設のうち、耐震性をクリアしていないと考えられる建物が延床面積比で約2割あることから、今後も色麻町耐震改修に関する基本方針に基づき、更新や耐震改修により防災拠点施設や避難所の耐震化を計画的に推進します。

②インフラ資産

インフラ資産は、利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特性や緊急性や重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

(5) 長寿命化の実施方針

①公共施設

公共建築物の長寿命化にあたっては、点検・改修などを計画的に行うとともに、内装や設備機器の定期的な交換や、大規模改修の効果的な実施により、耐用年数の延命化を推進します。

該当する施設は、「定期点検」や「予防保全」の結果を踏まえて計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。

供用廃止（予定含む）する公共施設の中でも耐久性の高い施設については、用途変更を検討し内装や設備などの改造により長期間使用することを目指します。

また、これから大規模改修の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

なお、今後新たに策定する個別の施設計画（長寿命化計画）については、本計画における方向性との整合を図りながら計画の策定を進めます。

公営住宅については、「色麻町公営住宅等長寿命化計画」の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら計画を推進します。

②インフラ資産

今後の財政状況や社会情勢等を踏まえ、「予防保全」によって、致命的で大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。

また、既に長寿命化計画を策定済みの橋りょうについては「色麻町橋梁長寿命化修繕計画」の内容を踏まえ、必要に応じて適宜見直しを図りながら計画を推進します。

(6) 複合化・集約化や廃止の推進方針

①公共施設

必要なサービス水準を保ちつつ、施設の空きスペースを活用した機能集約や県・近隣市町村の既存施設の相互利用や代替サービスの検討などにより、施設の複合化・集約化や廃止を進め、施設総量（面積）のコンパクト化を図るとともに、維持管理経費の縮減を図ります。

また、現在利用していない施設や将来的に利用が見込めない施設などについては、施設の利用状況や運営状況等を踏まえつつ、人口構成の変動や財政状況を考慮して保有の必要性を検討し、保有総量の縮減を図ります。

②インフラ資産

今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から必要な施設の整備を計画的に行います。

(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

①庁内における意識啓発

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全職員を対象とした研修会の開催等により、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

②民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくうえで、「運営費の適正化」「町民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。

本町ではこれまで、「色麻町第四次長期総合計画」等に基づき、指定管理者制度の導入や事業の民間委託などを行っていますが、今後も町の直営施設のうち民間活用による効果が期待できる施設については「PPP/PFI」の導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化と行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ 公民連携)

公民が連携して公共サービスの提供を行う手法のことで、PFI、指定管理者制度、市場化テスト、公設民営(DBO)方式、さらに包括的民間委託、自治体業務のアウトソーシング等も含まれます。

PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)

公共施工等の設計、建設、維持管理および運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方のことをいいます

③情報の開示と町民との協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に町民が利用する施設の規模等の縮小や廃止等も視野に入れた検討も伴うことから、受益者である町民の理解が必要不可欠です。

そのため、町民に公共施設等を含めた町の現状を認識していただくとともに、その後のあり方を考えていただくため、町の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙等を活用した情報公開に努めます。

また、町民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや町民との協働による、公共施設の維持管理のあり方について検討します。

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

これまで整理した公共施設の現状および課題等、公共施設の整備・維持管理、統廃合、施設利用に関する各種の関連計画を考慮し、下記に施設類型ごとの基本的な方針を示します。

1. 公共施設の管理に関する基本的な方針について

全ての公共施設は本方針に基づき、公共施設の更新や修繕、再配置や利活用に係る運営方針等を検討していくこととなります。

(1) 行政施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none">● 公共施設のうち、延床面積比で 9.4%を占め、町役場や消防ポンプ格納庫を保有しています。● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 64.2%と多く、最も古い主たる建物としては、色麻町役場（昭和 53 年 8 月建築）があげられます。● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物のうち、耐震性を満たさない、または耐震改修未実施の施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none">● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進することで、維持管理費用の平準化と長寿命化を図ります。

(2) 町民文化系施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none">● 公共施設のうち、延床面積比で 10.8%を占め、集会所や生活共同利用センター等を保有しています。● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 73.9%と多く、最も古い主たる建物としては、北大村生活共同利用センター（昭和 46 年 12 月建築）があげられます。● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物のうち、耐震性を満たさない、または耐震改修未実施の施設は 12 施設（15 棟）あります（一の関生活共同利用センター、北大村生活共同利用センター、志津多目的研修集会施設等）。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none">● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。● 民間活力の導入等により、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。● 地域利用の多い施設は、地域への一部委託、貸付等を含めて検討します。● 耐震診断が未実施・不明の施設については、耐震診断の実施を推進するとともに計画的な耐震改修を実施します。

(3) スポーツ・レクリエーション施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で 16.2%を占め、青少年体力増強施設や愛宕山公園等を保有しています。 ● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 17.7%と少なく、最も古い主たる建物としては、色麻町町民体育館（昭和 46 年 3 月建築）があげられます。 ● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物のうち、耐震性を満たさない、または耐震改修未実施の施設は 5 施設（15 棟）あります（色麻町屋外運動場、色麻町町民体育館、愛宕山公園、大原農村公園、大滝野営場）。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検や定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 町民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。 ● 施設の利用状況や老朽化の状況等を勘案しながら、長寿命化が必要な施設や改修箇所等を検討し、長寿命化を推進します。 ● PPP／PFI 等による民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 ● 耐震診断が未実施の施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。

(4) 保健・福祉施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で 7.6%を占め、保健福祉センターを保有しています。 ● この用途分類における築 30 年以上の施設はありません。 ● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進します。 ● 高齢化社会を迎えることから町民ニーズ等を踏まえながら、必要なサービス水準を確保しつつ、将来的には施設の老朽化状況を踏まえ、計画的な機能改善により、施設の長寿命化を推進します。

(5) 学校教育系施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で 20.1%を占め、小学校や中学校、学校給食センターを保有しています。 ● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 52.6%とやや多く、最も古い主たる建物としては、色麻中学校体育館（昭和 54 年 3 月建築）があげられます。 ● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物のうち、耐震性を満たさない、または耐震改修未実施の施設は 1 施設（3 棟）あります（色麻中学校 体育館等）。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 文部科学省の「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」（平成 27 年 4 月）を踏まえ、学校施設長寿命化に取り組みます。 ● 小・中学校施設の統廃合は済んでおり、小中一貫校としての特性や地域との合意形成および地理的条件等を踏まえながら、改修・更新も含めた今後の施設のあり方を検討します。 ● 災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、周辺環境への影響を考慮した安全確保を踏まえながら計画的な改善・更新等により、機能の維持継続を検討します。 ● 既に耐震化済みの施設や耐震性を保有すると判断された施設についても、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を実施します。 ● 児童・生徒数の減少に伴い生じる余裕教室については、地域住民の意見を踏まえ、広い視点での有効活用を検討します。 ● 耐震診断が未実施の施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。

(6) 子育て支援施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で 8.5%を占め、幼稚園、保育所、学童保育施設を保有しています。 ● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 83.6%と多く、最も古い主たる建物としては、色麻幼稚園（昭和 40 年 3 月建築）があげられます。 ● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物のうち、幼稚園園舎は平成 15 年度に耐震診断を行っており、耐震性を満たさない、または耐震改修未実施の施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進することで、維持管理費用の平準化と長寿命化を図り、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 将来の地域ごとの人口動向や地域ニーズ等を踏まえ、施設の再編を検討します。 ● 耐震診断が未実施の施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。

(7) 産業系施設

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で 8.5%を占め、畜産関連施設や林業関連施設等を保有しています。 ● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 92.6%と多く、最も古い主たる建物としては、畜産複合地域環境保全施設（昭和 56 年 6 月建築）があげられます。 ● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物のうち、耐震性を満たさない、または耐震改修未実施の施設は 1 施設（2 棟）あります（畜産複合地域環境保全施設）。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 一部施設については改修・改築等あわせて、民間事業者への移管も検討します。 ● 将来の地域ごとの人口動向や地域ニーズ等を踏まえ、施設の再編を検討します。 ● 耐震診断が未実施の施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。

(8) 町営住宅

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で 13.4%を占めています。 ● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 62.8%とやや多く、最も古い建物では二反田住宅 1 号（昭和 53 年 7 月建築）があげられます。 ● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物のうち、二反田住宅 1 号棟・2 号棟は平成 19 年度に耐震診断を行っており耐震性を満たさない、または耐震改修未実施の施設はありません。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 公営住宅等長寿命化計画策定指針（国土交通省）を踏まえて策定した、「色麻町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、町営住宅の計画的な点検・改修を行うなど、適正な管理に努めます。 ● また、点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的かつ効果的な維持管理・修繕・更新等に取り組みます。 ● 建築年代の古い施設については、長期的な修繕計画や点検等の強化を図り、仕様の水準の改善等による耐久性の向上、予防保全の維持管理による修繕周期の延長などライフサイクルコストの縮減を図ります。 ● 耐震診断が未実施の施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。

(9) インフラ関連施設（建屋）

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で 3.1%を占め、上水道関連施設や下水道関連施設を保有しています。 ● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 0.8%と、最も古い主たる建物としては、愛宕山送水ポンプ場（昭和 42 年 11 月建築）があげられます。 ● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物のうち、耐震性を満たさない、または耐震改修未実施の施設は 1 施設（1 棟）あります（愛宕山送水ポンプ場）。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的な運用を推進します。 ● 人口動態やサービス水準の向上を念頭に、上・下水道関連施設に係る各種計画・指針を踏まえた、管路の統合等に合わせた適切な施設配置を検討します。

(10) その他公共施設等

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設のうち、延床面積比で 2.4%を占め、旧分校や旧農業共済組合事務所、切付簡易郵便局、旧色麻機械化酪農農業協同組合倉庫、役場前店舗を保有しています。 ● この用途分類における築 30 年以上の施設の割合は、延床面積比で 89.2%と多く、最も古い主たる建物としては、旧大村分校（昭和 23 年 4 月建築）があげられます。 ● 旧耐震基準（昭和 56 年度以前）の建物のうち、耐震性を満たさない、または耐震改修未実施の施設は 4 施設（7 棟）あります（旧大村分校、旧六の国農業共済組合色麻事務所、切付簡易郵便局、役場前店舗）。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的な維持管理を推進し、サービス水準の維持・向上に努めます。 ● 民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図ります。 ● 普通財産は施設の利用状況等を把握し、空きスペースの有効活用や他施設への機能移転の必要性の可否等を含め、今後の使用方法を検討します。 ● 廃止対象の建物は、建物の解体、跡地の売却または有効活用方策の検討などを進めます。 ● 機能移転する施設のうち、耐震診断が未実施な施設については耐震診断の実施を推進するとともに、計画的な耐震改修を実施します。

2. インフラ資産の管理に関する基本的な方針について

(1) 道路・橋りょう

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 道路としては、一般町道を 356.9 km、自転車歩行者道を 8.2 km、農道を 35.0 km、林道を 9.2 km 保有しています。 ● 橋りょうとしては、一般町道を 1.8 km 保有しています。 ● 道路舗装は、新規整備を含め、予算措置を考慮した計画的な更新が課題です。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 道路路面調査などによる通常・定期・異常時の点検・診断の充実を図るとともに、効率的・効果的な修繕・更新等により、安全で円滑な道路環境を維持します。橋りょうの定期点検を計画的に実施するとともに、橋りょう長寿命化計画に基づく適正な維持管理を推進します。 ● 道路・橋りょうは、事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めます。 ● 「色麻町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、今後も保持していく必要がある橋りょうについては、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。

(2) 上水道施設（管路）

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none"> ● 上水道として、導水管と配水管を合わせて約 114.3 km を保有しています。 ● 管径 75mm～100mm 以下の配水管が延長比で 30.8% を占めており、次いで管径 50mm 以下の配水管が 26.3% を占めています。 ● 布設年度が不明の管路を除いて 40 年以上経過した管路は無く、比較的新しい施設といえます。但し、30 年以上を経過した管路は全体の 8% 程度存在しており、間もなく法定耐用年数を超える管路が出現し始めます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none"> ● 上水道管路の老朽化、耐震化による布設替えを計画的に進め、安定的な給水の実現、安全な水質の確保に取り組みます。 ● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータベース化による一元管理を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。 ● 水道事業基本計画に基づき、配水管網の整備を進めるとともに、資材・工法等の新技術を活用、管路の健全度、経済性の向上など施設の適正な維持管理に努めます。 ● 「色麻町水道事業基本計画」等を踏まえ、予防保全型の計画的な維持管理により、施設の長寿命化に取り組みます。 ● 上水道施設の管理は、技術職員の知識・技術を継承するとともに、民間の知識・技術を活用し、より一層効率的な管理体制の構築に努めながら、維持管理の適正化を図ります。

(3) 下水道施設（管路）

現状および課題等
<ul style="list-style-type: none">● 特定環境保全公共下水道として約 48.2 km を、農業集落排水処理施設として、約 13.1 km の管路を保有しています。● 管路は全て平成 6 年以降に布設されており、比較的新しい管路が多いといえます。● 布設後 10 年から 20 年後の管路は、30 年から 40 年後に更新時期を迎えます。この年代の管路は公共下水道および農業集落排水処理施設を併せて 8 割以上を占めており、30 年から 40 年後に集中的に更新費用がかかることが予想されます。
町の基本方針・将来の施設利用検討
<ul style="list-style-type: none">● 管路の老朽化、耐震化に伴う布設替えを計画的に進め、災害時の減災や震災対策の強化を図り、安定的な汚水処理に努めます。● （公社）日本下水道協会の「下水道維持管理指針（平成 26 年 9 月）」に基づき、適切な点検・診断等の実施に取り組みます。● 日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理の充実を図り、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施と、サービス水準の向上に努め、効率的運用を推進します。● 公共下水道は、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成 25 年 9 月国土交通省）」および下水道長寿命化計画の手法の検討により、管路の健全度、経営的視点を含めた計画的な更新を検討します。● 下水道施設の管理は、技術職員の知識・技術を継承するとともに、民間の知識・技術を活用し、より一層効率的な管理体制の構築に努めながら、維持管理の適正化を図ります。

第6章 推進体制

1. 全庁的な取り組み体制の構築、情報管理・共有のあり方

現在、公共施設の情報管理は、当該施設の管理運営を担う各担当課が行っています。今後、計画的・戦略的な公共施設管理を推進する上では、情報を一元管理し、より効率的な管理・運営を推進する組織体制の構築を図る必要があります。

今後の公共施設等の総合的な管理の取り組みとして、各部門の横断的かつ一元的な管理を行うことにより、施設の効率的な維持管理を行うための推進体制を構築します。

2. フォローアップの実施方針

本計画のフォローアップは以下の手順で実施することで、計画の実施過程で洗い出された課題等に基づき定期的に計画を見直しながら、公共施設マネジメントに取り組みます。

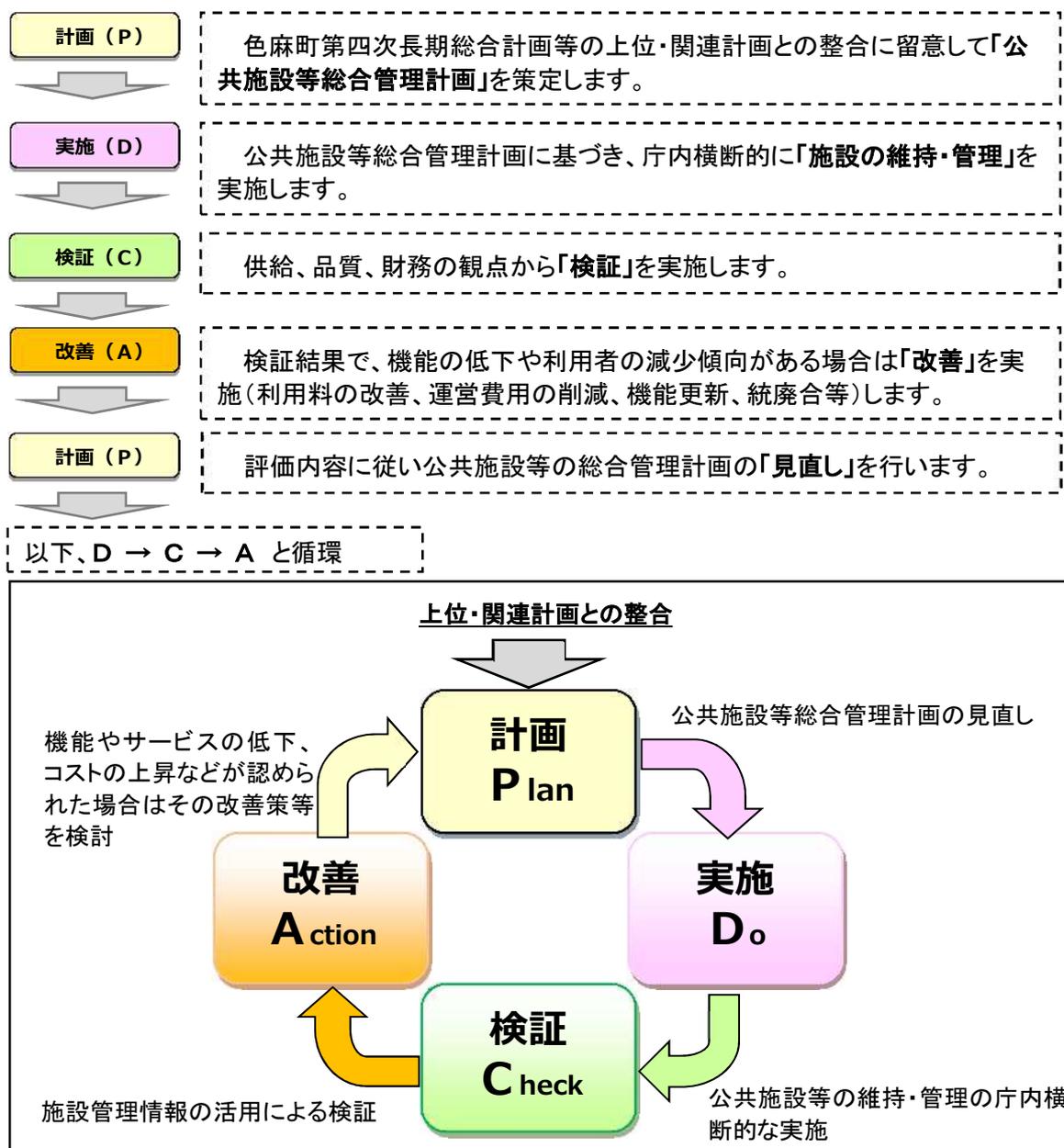


図 6.2.1 フォローアップの実施方針のイメージ

色麻町公共施設等総合管理計画

平成 29 年 3 月発行

発行／宮城県色麻町総務課

〒981-4122 宮城県加美郡色麻町四竈字北谷地 41

電話 : 0229-65-2111

FAX : 0229-65-2685